

平成25年3月7日  
総長 裁定

## 東京大学初年次長期自主活動プログラムに関する要綱

### 1 趣旨

この要綱は、東京大学初年次長期自主活動プログラム（以下「本プログラム」という。）「英文名称：FLY Program（Freshers' Leave Year Program）」について必要な事項を定める。

### 2 目的

本プログラムは、入学直後の学部学生が、通常の大学生活の開始に先立ち、社会における主体的な活動を長期間体験することを通じて、従来の意識・価値観を相対化させつつ、大学での学びの意義・目的を自ら確認・発見できる途を拓くことを目的とする。

### 3 対象者及び採用人数

本プログラムの対象者は、新たに教養学部前期課程に入学する学部学生とし、採用者は若干名とする。

### 4 活動期間

本プログラムの活動期間は、学部通則第20条に定める初年次特別休学の期間である1年とし、活動期間の延長は認めない。

### 5 採用の要件

本プログラムによる活動は、第2項に示された目的に即して実現可能な形で立案されるものでなければならない。また、教育上明らかに不適切な内容を含むものであってはならない。

### 6 実施体制

本プログラムの実施にあたり教養学部を中心とする全学的な体制を整備するため、本部に初年次長期自主活動プログラム推進委員会（以下「推進委員会」という。）、教養学部初年次長期自主活動プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）をそれぞれ設置し、相互に連携・協力を図る。

（1）推進委員会は、担当理事の統括の下、本プログラムの制度全般並びに運営方針等の検討及び本プログラムに関する重要事項の決定等を行う。

（2）運営委員会は、教養学部長の統括の下、申請者の計画内容の審査、採用候補者の選抜、採用者への助言、活動後の評価並びに連絡調整等を行う。

### 7 評価

推進委員会は、運営委員会の実施する活動後の報告等に対する評価の結果を踏まえ本プログラムの制度全般に対する評価を行う。

なお、審査及び評価の実施方法等については、別に定める。

### 8 活動支援金

採用者に対し、別に定める活動を支援するための支援資金（活動支援金）を支給することができるものとする。

### 9 補則

この要綱に定めるもののほか、本プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 10 本プログラムの適用

本プログラムは、平成25年4月入学者から適用する。